

基幹水利施設管理事業〈公共〉

令和9年度予算概算要求額 5,493百万円（前年度 5,167百万円）

＜対策のポイント＞

大規模で公共・公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

＜事業目標＞

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の地方公共団体が管理している施設について、国が維持管理に係る経費の一部を助成し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1. 一般型（国庫補助率：30%（流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設及び 水土里ビジョンに基づき流域で連携管理する施設は1/3））

【対象施設】ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路

【実施要件】① 国により都道府県又は市町村へ管理委託されたものであること

- ② 1 施設当たりの受益面積がおおむね1,000ha以上※1、
畑を受益とするものにあつては300ha以上※2
（地盤沈下地帯においては、※1 500ha以上、※2 100ha以上）

③ 非農地率がおおむね10%以上

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの
又は、流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設
若しくは、水土里ビジョンに基づき流域で連携管理する施設

2. 特別型（国庫補助率：1/3、平成7年度以前の採択地区は40%）

【対象施設】ダム、頭首工、排水機場、防潮水門

【実施要件】① 国により都道府県へ管理委託されたものであること

② 1 施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha 以上

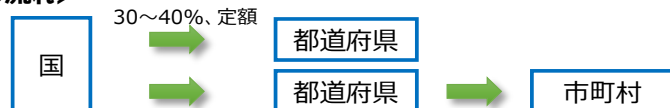
③ 非農地率がおおむね20%以上

④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

【一般型の申請手続】

水土里ビジョンを契機に施設管理者を土地改良区から市町村に移管する場合の事業申請
手続を追加（計画概要書の代わりに水土里ビジョンと管理条例を添付）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

〔対象施設〕



（ダム）



（頭首工）



（排水機場）



（排水樋門）

〔補助対象内容〕



（地区の用水管理）



（ポンプの運転）



（ゲートの操作）



（水路の塵芥除去）



（ポンプの点検整備）



（ゲートの塗装）

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 （03-3591-7073）